

福祉文教委員会会議録

令和5年3月7日(火)
(開 会) 10:00
(閉 会) 14:48

【 案 件 】

1. 議案第 6 号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
3. 議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
4. 議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例

【 所管事務調査 】

1. 社会福祉協議会への補助金について

【 報告事項 】

1. 学習用タブレット端末の使用状況調査について (学校教育課)
2. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
3. 飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申について (文化課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。当初予算資料、2つの当初予算資料がございますけれども、議案第4号から第17号分の当初予算資料となります。当初予算資料の3ページをお願いいたします。本予算は、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の最終年度の予算となります。特別会計の介護保険の欄に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5283万8千円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な概要につきまして、説明させていただきます。予算資料61ページをお願いいたします。61ページの中ほどになりますが、まず、歳入の主な項目について説明させていただきます。保険料の介護保険料につきましては、高齢者人口の見込みに応じまして、第1号被保険者数を、特別徴収対象者3万5230人、普通徴収対象者5038人、合計4万268人と推計いたしまして、保険料金額30億2300万6千円といたしております。

同じく、61ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じまして、それぞれの財源負担割合で計上いたしております。

続きまして、歳出の主な項目について説明させていただきます。62ページ、次のページをお願いいたします。一般管理費の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費505万5千円でございますが、次の期、次期、第9期の、令和6年度から8年度までの計画策定に要する費用でございまして、次のページ、63ページの事業管理費に同じく計上いたしております302万7千円と合わせまして、合計で808万2千円を計上いたしております。

戻っていただきまして62ページ、保険給付費1つ目の白丸、介護サービス等諸費から、次

のページ、63ページの一番上の特定入所者介護サービス等費までの保険給付費につきましては、前年度より6億8320万1千円、率にして4.67%の減額となっております。保険給付費につきましては、令和4年度の決算見込みを基に、今後の利用者の伸びを推計しまして、令和5年度の給付費の所要額を見込んでおりますが、令和4年度当初予算に比べまして、介護サービス等諸費が減額となっていることが主な要因でございます。

地域支援事業費につきましては、まず2つ目の白丸、介護予防・生活支援サービス事業費の6億6579万7千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。この費用につきましても、保険給付費と同様の手法により、所要額を見込んでおりますが、令和4年度当初予算に比べまして3240万4千円の減額となっております。

次に4つ目の白丸、包括的支援事業・任意事業費として、3億9657万円を計上いたしております。前年度より3289万2千円の増額となっております。増額の主な要因としましては、1つ目の黒丸、総合相談事業費におきまして、市内全ての地域において委託しております地域包括支援センター運営委託料を計上しておりますが、コロナ禍に対応したオンライン化やDX化等による業務改善、各種研修に関する費用をはじめ、職員の処遇改善に係る費用を新たに追加したことによるものでございます。

64ページの基金積立金の介護保険給付費等準備基金積立金としましては、準備基金預金利子及び運用収入の積立金1億2986万7千円を計上いたしております。

資料91ページをお願いいたします。積立基金の特別会計、介護保険の介護給付費等準備基金につきましては、先ほどご説明した積立金によりまして、年度末残高が8億6899万6千円となる見込みとなっております。

以上、「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、保険料の金額なんですけど、増額になるんですけども、増額の要因は何でしょうか。

○高齢介護課長

介護保険料2302万円の増につきましては、主な内訳としましては、予算概要書にも記載のとおり現年度分特別徴収1307万7千円の増、現年分普通徴収1059万9千円の増となっております。現年分の特別徴収につきましては、被保険者数としましては341人の減、減っておりますけれども、特別徴収においては、第5段階以下の人数が減少傾向でございまして、同段階で比較すると普通徴収の人数が増えていることや、所得の回復によるものと推察される上位段階の人数の増加によりまして、全体として調定額が増えたことにより収入が増となる見込みとなっております。現年分普通徴収につきましては、被保険者数としましては196人の増となっております。調定額が増えたことにより、収入が増となる見込みとなっております。また、全体の傾向といたしましても、第8段階以上の人数が、各段階とも増加してございまして、合計で239人の増となっております。結果として調定額が増加し、収入が増となる見込みとなっております。

○川上委員

令和3年、令和4年、令和5年と同じ基準額で来ているんですよね。それでその基準額、今幾らなのかお尋ねします。

○高齢介護課長

月額にして7170円、年額にいたしますと8万6040円でございます。

○川上委員

介護保険料、飯塚市は大変安くて助かっているというような声を聞いたことがありますか。

○高齢介護課長

安くて助かっておるといような声は聞いたことはありません。

○川上委員

所得に応じて基準額に掛け算をして、保険料を決めているわけですがけれども、何段階になっていますか。

○高齢介護課長

20段階でございます。

○川上委員

制度発足当初は何段階でしたでしょうか。

○高齢介護課長

5段階でございます。

○川上委員

そのとおりですね。それで20段階に、小まめにしてきた理由は何でしょうか。

○高齢介護課長

当初の5段階というのは、所得の区分分けが少ないということもありまして、何と言いますか、高額所得者の方の負担が比較的軽くなっている部分があるというのがどうしてもございました。その高額所得者の方に応分の負担をしていただくということで多段階化が進んだものと考えております。

○川上委員

応能的なことを考慮したということは、全体として介護保険料の負担を、全体としては軽減するという役割を果たすのでしょうか、これは。

○高齢介護課長

応能負担を考慮した多段階化でございますので、低所得者の方の負担を軽くするという意味では、そういうことになるかと思えます。

○川上委員

にもかかわらず、飯塚市は介護保険料が安くて本当に助かっていますという声は聞かれないし、逆に国民健康保険税や最近では水道料と並んで、住民の負担感の大きいものになっています。特に高齢者にお話を聞けば、年金が少なくなったという表現をされる方があるんですけども、年金の天引き分、介護保険料の。それがさらに圧迫を加えているというようなことが分かってくるんですけど。そこで年金からの天引きは、金額は分かるわけですけど、件数としてはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:14

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

特別徴収の対象者は3万5230人を想定いたしております。

○川上委員

分かりました。介護保険料が下がれば、年金の振込額が増えることになると思いますが、そのとおりですか。

○高齢介護課長

おっしゃるとおり、介護保険料の天引き額が下がるといたしますと、結果として年金受給者の方の手取り額は上がることになるかと思えます。

○川上委員

それは現在の物価高騰に苦しんでいる高齢者を少しでも応援することになるだろうと思いますが、一方で普通徴収、現金による納付の件数はどのくらいありましょうか。

○高齢介護課長

5038人でございます。

○川上委員

年金が低い皆さんが、ある一定程度よりも、一定の基準よりも低い皆さんが現金納付の対象ということでもいいですか。

○高齢介護課長

基本的にはそのとおりでございます。あと年度途中の転入転出が絡みますと年金の天引きが間に合いませんので、その方は普通徴収として納付書で納めていただいております。

○川上委員

そうしますと、この介護保険料の滞納整理についての費目もありますけど、介護保険料を滞納するという局面は、低所得の方が滞納すると、まあ全体低所得ですよ、年金を受け取っている方も。けどとりわけ低い、特別徴収ができないような状態の層の皆さんということで、確認したいと思いますが、それでいいですか。

○高齢介護課長

おっしゃるとおり、普通徴収の対象者の方は、年金の基準額より下の方、天引きをしておりませんので普通徴収で納めていただいております。

○川上委員

対象が5038人ということなんですけれども、滞納件数の状況が分かりますか、今。

○高齢介護課長

令和5年2月末、先月末時点で過年度分の滞納者は325人となっております。

○川上委員

325人の中に入っておられるかどうか分かりませんが、比較的最近、介護保険料の滞納を理由に差押えをされた方とお会いしました。差押えの手順はどのようになっていますか。

○高齢介護課長

差押えの手順でございます。まず、介護保険料の普通徴収の納付書をお送りいたしまして、納期限が到来した後、20日経過しても納付が確認できない場合には督促状をまず発送いたします。督促状の発送後、それでも納付が確認できない場合には催告書を発送いたしております。それでも納付や納付相談がない場合、電話であるとか、ご自宅への訪問などの手法を用いまして、納付指導を行っております。そうした納付指導まで行いまして、指導に応じず納付の意思も示さない、納付相談を行わないなどの場合においては、滞納解消が見込めないと判断いたしまして、預貯金調査を行い、差押えの執行を行っております。差押えは、負担の公平性を確保するため、法の規定に基づき、段階的に納付指導を行っても応じてもらえない場合に、最終的に行っているものでございます。

○川上委員

私が先ほど挙げた方の場合、黄色い封筒で催告業務センター、昨日の議案質疑で取り上げた件ですけど、それがありません。それで、段階的指導というふうに、納付指導と言われますけれども、ボリューム感としては、2月末で325人くらいのボリューム感なんだろうけど、低所得の高齢者なんですよ。病気があるかもしれない。その他の介護保険料を払えないぐらいですから、ほかのことも困っているということは想定に難くないわけですけど、そうしたところに訪問するのは誰が行くんですか。

○高齢介護課長

高齢介護課の職員が訪問いたしております。

○川上委員

そうした場合は生活保護に該当するのではないかとか、そういうふうには言わないと思いますけど、そういうふうなことも含めて、どうサポートしたらよいかという訪問記録みたいなのがあると思うけど、そういう対策的なことは、検討することがあるんですか。

○高齢介護課長

まず、納付相談に応じていただきたいということが、まず第1にあります。納付相談の際にそういった生活苦の場合であると、分納のご相談をまず承ることになるかと思えますけれども、生活苦でどうしても分納ができない。それから生活保護基準ぎりぎりの方でありましたら、境界層という制度もございますので、そちらのご利用を促すことになるかと思えます。

○川上委員

せっかく高齢介護課の職員が、公務員が行くのであれば、納付相談という角度はいるかもしれないけれども、その方の暮らしと人生を支えるための総合的な支援をどうしたらいいのかと。介護保険そのものが、税金の問題ではなくて、保険料の問題ではなくて、生きていくのに必要なサポート、介護を含めてどうするのかということが大事ではないかと思うけど、そういうような発想の訪問にはなっていないわけですか。

○高齢介護課長

納付相談をさせていただいたときに、実際利用者の方というか、被保険者の方から、そういうご意見をいただいたら、関係各課につながりことはさせていただいております。

○川上委員

それは、そういうふうになっているということですかね。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、市役所から黄色い封筒をもらった方は、自分のSOSを聞いてもらえる公務員が来る可能性が高いわけね。

○高齢介護課長

まず、その文書を受け取ったら、電話なり、連絡をしていただけると非常に助かります。

○川上委員

納付指導に訪問するんでしょう。電話くれよというだけじゃないんでしょう、訪ねていくんでしょう。連絡がないということは、SOSかもしれないわけでしょう。行くわけでしょう。徳川家康じゃないんだから。それは行くよね。

○高齢介護課長

訪問させていただいておりますけれども、催告書を出したと同時にすぐにみんな一斉に行けるというわけでもございませんし、人数も限られておりますので、どうしても、一度に皆さんお伺いするわけにはまいりません。今おっしゃったような生活苦の状況があつて、SOSが必要な方、SOSを発信する必要がある方であれば、まず、連絡をいただくと助かります。

○川上委員

連絡がないということは、SOSかもしれないというわけでしょう。極端に言えば、孤独死しているかもしれないんですよ。病気で入院しているかもしれないんですよ。連絡いただくと助かりますということで、それは民間の回収会社だったらそれでいいかもしれませんよ。これは市役所なんですから。しかも高齢介護課なんですよ。単なる回収業者と違うんだから。このところ、ちょっと気になるわけですよ。それで、先ほどから言っている方は——。差押えの話なんですけど、あなた方は、何を差し押さえるんですかね。

○高齢介護課長

預貯金を差押えさせていただいております。

○川上委員

それ以外は。

○高齢介護課長

それ以外はございません。

○川上委員

テレビがなくても生きていけますよ、極端に言えば。でも水道止められたり、何たりというのは困りますよ。だけど、低所得の高齢の方が、現金を止められたら生きていけないですよ。差押えはどのくらいの基準で、どうされていくようになっているんですか。

○高齢介護課長

先ほどの答弁と重なる部分もございますけれども、納期限到来後20日経過しても納付が確認できない場合に督促状の発送、それでも納付がなされない場合に催告書の送付、それでも納付や納付相談がない場合には、先ほど申しあげました電話による納付指導や自宅訪問での納付指導を行っているところでございます。そうした納付指導まで行っても、指導に応じず、納付の意思も示さない、納付相談を行わないなどの場合において、滞納解消が見込めないと判断いたしまして預貯金調査を行い、差押えの執行を行っているところでございます。差押えは、負担の公平性を確保するため、法の規定に基づき、段階的に納付指導を行ってもなお応じてもらえない場合に最終的に行っておるものでございます。

○川上委員

そこはさっき聞いたんですけど、私が今聞いたのは差押えの基準。滞納が47万円ぐらいとするでしょう。預金通帳に100万円ある場合はどうするかとかね。47万円滞納があるんだけど3千円ぐらいしか入ってないと、あるいは1万円しか入ってないというときはどうするかというようなことを聞きたいわけです。

○高齢介護課長

差し押さえる場合には、その時点での滞納金額の全額を差押えさせていただいております。

○川上委員

その預金通帳が年金を受け取っていない方なので、年金という差押え禁止財産は入っていない。必要給付金も多分入っていないですよ。児童扶養手当も入っていない可能性があるよね。思い切って、全額差押えをする、満まで。しかし副市長、考えてみてほしいんだけど、今言ったような状況の方、預金通帳に何千円、何万円しか入っていない方がそれを何のために入れているかという、ライフラインの引落しのために入っていることだってあるわけではないですか。それを考慮せずに、全額差し押さえるということを平気でやる飯塚市なんですよ。水道料が落ちなかったり、ガス代が落ちなかったり、電話、電話も今ライフラインでしょう。こういうことを今、最も低所得の方々に飯塚市はやっている、何の問題もないということになっているわけですよ。どう思います、副市長。

○福祉部長

今お話がありました差押えの件でございますが、その前段でやはり何度もお話にお伺いさせていただいております。そのときにSOSを発信していただければ、最後のセーフティーネットである生活保護のほうにつなげることもできますので、何もなく、いきなり差押えを行っているというわけではなく、やはりその前段では何度もご相談を差し上げているというふうと考えております。ですので、その情報を、私たちも最終的なセーフティーネットにつなぐための情報というのは非常に重要であると考えておりますので、ぜひそういう情報があれば、高齢介護のほうだけでなく、生活支援とか様々な課に対して情報提供いただければありがたいと、そのように考えております。

○川上委員

こればかりやっていくわけにはいきませんが、情報をいただければとかいうことじゃな

くて、情報は最初から自分たちが持っているわけじゃないですか。普通徴収の高齢者で、ほかに収入は何があるわけ。預金通帳を見たら分かるじゃないですか。その中から、残り何千円、何万円でも、ゼロまで取ると堂々と言っているじゃないですか。ルールだから、法律だから。しかし裁量ってなるではないですか。そこのところを指摘したいわけですよ。情報が来れば何とかしましょうみたいなことではなくて、最初から情報をあなた方が持っている。あなた方はないのは心だけです。どれだけ介護保険料で苦しめられて、それだけじゃない。だから介護保険に関する仕事については、特別に心を持った仕事の仕方が要るんじゃないかと思うわけですね。

次は、保険給付費、予算書336ページ、今年度予算では、前年度比較で6億8320万1千円の減額ですね。先ほど簡潔に説明があったと思うけど、もう一度聞かせてください。

○高齢介護課長

今回提出しております令和5年度当初予算につきましては、令和4年度12月補正予算で見込みました令和4年度決算見込額とほぼ同水準の約139億4800万円と見込んでおります。令和4年度の当初予算につきましては、令和3年度決算見込額の約141億9200万円から、約3%増と、順調に伸びていくものと推計して、約146億3100万円を予算計上しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実績が伸びておりませんし、令和5年度においてもその変化が少ないものと見込んでおります。その結果、当初予算で比較しますと約6億8300万円少ない予算計上となっております。

○川上委員

なぜ伸びないというふうに考えるのか、根拠を示して説明してもらえますか。

○高齢介護課長

なぜ伸びないのかということをございますけれども、新型コロナウイルス感染症による介護サービスの利用控えがあるのではないかと考えております。

○川上委員

ほかには。

○高齢介護課長

ほかの要因といたしましては、今年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、今年度、1事業所廃止されておまして、令和4年度当初の利用件数見込みに比べて、令和5年度は大きく下回ることが見込まれるため、この件が大きな影響ではあるかと思えます。

○川上委員

あなた方は介護保険事業の重要な柱の一つとして介護の適正化という取組をしていますね、係をつくって。それで、内容的には5つの柱を立てて、必ずしも不当に介護を抑制しているわけではないというふうにあなた方は主張しているわけだけど、これの効果というか、があるわけではないんですか。

○高齢介護課長

介護給付適正化の事業につきましては、主な目的といたしまして、介護給付を必要とする方を適正に認定すること。それから、受給者が真に必要なサービスを、介護サービス事業者が適正に提供するように促すこと。以上2つの目的に沿って行われている事業でございまして、介護給付費の削減を目的に行っているものではございません。介護給付の適正化を図ることは不適切な給付をなくし、介護保険サービスを提供するための限られた社会資源を確保することで、介護保険の信頼性を高め持続可能な介護保険制度の構築につながる大切な取組であると認識いたしておりますけれども、決して給付費の削減を目的に行っているものではございません。

○川上委員

それは、保険給付費の減額要因として、新型コロナによる利用控えがありますよということだったけど、これと適正化の2つを想定しているという感じですか。それともコロナという感

じなんです。この伸びないということについて。

○高齢介護課長

適正化事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護給付費の削減を目的に行っているものではございませんので、今回の減につきましては、先ほど申し上げました1事業所の減のほかにはコロナによる利用控えが主たるものであると考えております。

○川上委員

介護の適正化は利用抑制を目的にしたものではないということを確認して、次に基金のことについてお尋ねします。基金の積立額は、これは幾らですか。

○高齢介護課長

令和5年度末で8億6899万6千円を見込んでおります。

○川上委員

聞き方が悪かったですね。積立額、今年度の。

○高齢介護課長

1億2468万5千円でございます。

○川上委員

積立額としては、小さいほうですか、大きいほうですか。過去の年次的な積立額の推移がさっと分かるなら、それとの比較で出してもらえると、高齢の皆さんが分かりやすいかもしれません。

○高齢介護課長

平成27年度ぐらいからの数字を申し上げていいですか。平成27年度が5059万2千円、平成28年度は7511万9千円、平成29年度は6426万円、平成30年度が6727万8千円、令和元年度、令和2年度が新規積立てがゼロでございます。第8期の令和3年度につきましては、令和3年度が1億6066万3千円、令和4年度の12月補正時点での数字で申し上げますと、3億1892万8千円。令和5年度、今回計上しておりますのが1億2468万5千円でございます。

○川上委員

今期に入って積立額が著しいですね。それで、当然ながら介護保険料が、今期だけでも6億円ぐらい基金が積み増している計算になるでしょう、積立てで言えば。であれば、介護保険料の負担がここに来ているというふうに考えられるわけですが、今度はですね、基金残高の推移をお尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

先ほどと同様に平成27年度からの基金残高を答弁させていただきます。平成27年度2億4592万円、平成28年度3億2330万6千円、平成29年度3億8995万円、平成30年度4億6002万円、令和元年度3億8557万6千円、令和2年度2億5512万1千円、令和3年度4億1763万6千円、令和4年度、これは見込みになりますけども、7億3912万9千円、令和5年度で予算計上させて、基金残高として見込んでおりますのが8億6899万6千円でございます。

○川上委員

今言われた2015年からではどれだけ積み増したことになりますかね。

○高齢介護課長

先ほど答弁いたしました2億4592万円から令和5年度の見込みで8億6899万6千円ですので、6億2307万6千円でございます。

○川上委員

ちょっとたまらない気分ですよ。さっきの差押えのことなどを考えてみるとね。それで、この基金には何か基準があるんですか。

○高齢介護課長

基金の積立てにつきましては、制度の設計といたしまして、介護保険事業計画が3年ごとの計画になっておりますので、伸びる給付費を前提にいたしますと、計画初年度に積立て、2年度にイーブンといいますか、積立てがなし。3年目に基金を取り崩して給付費に充てるというような制度設計になっておりますけども、残高についての基準は特にございません。

○川上委員

では、あなた方が独自につくった目標というものはあるのですか。

○高齢介護課長

現在の8期の事業計画の計画値でございますと、令和5年度の基金残高は2億5512万1千円というふうに計画をしておりました。

○川上委員

3か年で8期でしょう。R6年からの9期のときには2億5千万円の基金を持っておきたいというのが8期計画だったとおっしゃっているんですかね、ちょっと確認します。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、誰に言ったらいいかな。6億2千万円も過大に積み増してしまっているわけですね。どうしますかね。あなた方は、今度の予算編成で、この6億2千万円の過大積み増しについて、どう処分しようと考えたのか。そこのところをお尋ねします。

○高齢介護課長

介護保険料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3年ごとに計画をいたしております。介護保険事業計画において介護保険料の金額を定めておりまして、現在の介護保険事業計画は令和3年度から5年度までとなっております、次の令和6年度から8年度までの第9期事業計画の策定を来年度、令和5年度に取り組む予定といたしております。その策定作業の中で、基金の残高見込みと介護給付費等の将来推計を総合的に判断いたしまして、9期の介護保険料の際に適切な介護保険料となるよう算定を行うことといたしております。

○川上委員

9期計画の作業はもうすぐ始まるわけでしょうけど、6億円を越す過大積立てを持ってしまったと。それで適正処理をしたいというような発言でしたかね。その中には、介護保険料の引下げに過大の6億2千万円か、を充てるというような考え方なんですかね。

○高齢介護課長

介護保険料の設定につきましては、介護保険給付費の必要額を算定するところから始まります。介護給付費の必要額を算定いたしまして保険料で賄うべき負担相当額を算出する。そこから調整交付金地域格差額や介護給付費準備基金取崩額を控除することで、保険料で収納する必要額を算出いたします。そこから収納率や被保険者数で割ることで保険料基準額を算出いたしますので、次の期の保険料算出の際に、基金取崩額を見込んだ上で算出することになります。

○川上委員

それは、今おっしゃったのは、今回の予算編成に当たって決めたことなんですか。ずっと前からそういうことなんですか。

○高齢介護課長

介護保険の準備基金につきましては、もともとそういう介護保険料に充てるための基金でございますので、制度の設計としてそういうことでございます。今回初めてそういう考え方になったわけではございません。

○川上委員

だとすれば、8期計画が社会情勢の大きな変化によってということもあつたでしょうけど、

結果として2億5千万円を目標にしておったところ、目標というか、予算として、計画として考えておったところ、6億2千万円を超えたわけですから、当然にこれは、本来は8期の中で、高齢者に、被保険者に、要するに介護保険料を払っている人に、この6億2千万円を還元して当然だというふうには私は思うわけですよ。来期でどうのこうのではなくて。8期で集めてしまったお金だから。そういう判断、考え方というのは成り立たないんですか。

○高齢介護課長

介護保険料につきましては、3年ごとに計画いたします介護保険事業計画において、その金額を定めておるということでございます。計画途中で保険料を変更する仕組みとはなっておりません。

○川上委員

そういう発想がないのかと聞いたんですよ。この8期の中で生じた6200万円じゃないんですよ。6億2千万円なんですよ。もうこれ以上お金がありませんというところからも残高ゼロになるまで、差押えをしてまでも集めたお金の泣きの涙がこの中に入っているのではないんですか。苦しみの塊でもあるわけです。もう返してくださいよと言われたらどうしますか。そういう発想はないのかということを知っているわけです。

○高齢介護課長

繰り返しの答弁になりますけども、介護保険料につきましては3年ごとの計画で策定するというような介護保険法の立てつけになっております。年度途中というか、計画期間中の変更はないものということでございます。

○川上委員

あまりに計画値との違いが大き過ぎるではないですか。これは修正をかけて、還元すると、還元じゃない、介護保険料を今度ぼんと下げるとか、そういうのは法律上できないということをおっしゃっているんですか。

○高齢介護課長

介護保険法に基づく介護保険法事業計画に基づいて、介護保険料を算定しておりますということでございます。

○川上委員

介護保険料を、飯塚市が保険者なのに、介護保険料を一遍決めたら必ず法律によって扱えないということになっているんですか。

○高齢介護課長

扱えないという法の規定を見たことはございません。扱えるという規定もございません。

○川上委員

ですから、副市長、介護保険料は下げることできるんですよ。8期の3年目、今年度。6億2千万円なんですよ。どう思いますか。

○福祉部長

確かにその6億2千万円を現保険料の中に投入することによって、幾ばくか来年度の介護保険料が下がることになろうかと思えます。しかしながら、この3年というスパンを決めて保険料を算定しておる際に、今はこの余剰金があった場合には、その保険料の減額のほうに向いていきますが、もしこれが不足した場合には、3年間のスパンの中でまた追加で徴収するような形になろうかと思えますので、そのようなことがあってはならないという形で、3年でスパンを決めて、保険料の徴収をしているものと考えております。そういうこともございますので、余剰がある場合だけではなく、不足する場合も考えられますので、この3年間というスパン、この基準は守ってまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

部長は、違う世界に私を連れて行こうとしようでしょう。現実には、6億2千万円の集め過ぎ

たお金があつて、社会情勢の問題もありますよ。あつて、そして計画年次、最終年次を、8期の最終年次を今、迎える予算としてこの6億2千万円を持っていかないといけないんですかと言っているわけですよ。9期は9期の計画を今から立てるわけでしょう。仮に、部長が言われるようなことが、9期で起こりそうなときは、そのときの対応の仕方ってあるんでしょう。国からいろんなことをしてもらおうとか、市からいろんな特定財源を打つとか、2億5千万円が着地点になっていたんでしょう。漫然と6億2千万円を抱えて、9期に入っていくんですか。もう自分たちはみんないなくなってしまうと、役所の幹部は。もらい過ぎたというか、もらい過ぎですよ。もらい過ぎたお金は、置いていくからどうにでもしてくれみたいなね。取られた側の苦しみとかいうのをさ――。

そこで6億2千万円を仮に、仮にですよ、全額被保険者に還元しようとする、基準額はどの程度に下げればよいのか。あなた方、試算したはずですよ。ちょっと聞かせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

令和5年度末の基金残高見込みの8億6900万円を全額取り崩した場合の介護保険料の試算はいたしておりますが、今ご質問にありました6億2千万円を取り崩した場合の試算はいたしていないところでございます。

○川上委員

私は基金を全額取り崩すというふうにはまでは考えていないんですけれども、せっかく計算してあるのであれば、先ほど質問した6億2千万円に飯塚市が援助して、8億7千万円を手当てしてということも考えられますので、その8億7千万円の数字のところでは試算したものを教えてください。

○高齢介護課長

介護保険料の設定につきましては、第8期介護保険事業計画にその算定方法を記載しております。まずは、介護保険給付費の必要額を算定しまして、保険料で賄うべき負担相当額を算出します。そこから調整交付金地域格差額や介護給付費準備基金取崩額を控除することで、保険料で収納する必要額を算出し、そこから収納率や被保険者数で割り込むことで保険料基準額を算出いたします。ご質問にありました件につきましては、あくまで仮定のお話になりますけれども、第8期介護保険事業計画において算定した介護給付費準備基金取崩額の部分を、現在の基金残高約8億6900万円に置き換えた試算とさせていただきます。保険料基準額を試算いたしますと、月額6707円となります。現在の7170円と比較いたしますと、463円の引下げとなりまして、年額に直しますと5556円となります。

○川上委員

幾つかの基準層の場合、どうかについて、例示的に示してください。

○高齢介護課長

現在、飯塚市の介護保険料は20段階に分けております。今おっしゃったように、主立ったところをかいついで申し上げますと、第1段階、一番介護保険料の安い段階でございますが、これが基準額の0.3、保険料率が0.3となっております。第1段階の方が年額にしまして2万5800円。差額が1655円の減額でございます。次に第5段階、基準額、料率が1.0でございますが、年額にいたしまして8万6040円。現在の保険料との差額がマイナス5556円。それから、料率の切りのいいところで2.0の第11段階、料率が2.0の第11段階で申し上げますと、年額が17万2080円。差額が1万1112円の差額でございます。

ます。それから、一番料率が高い第20段階、こちらが料率が2.9となっておりますけども、これの試算は年額にしまして24万9504円。差額が1万6100円の減額となっておりますのでございます。

○川上委員

既に今、令和5年度の介護保険特別会計予算案について審査をしているわけですが、今からでも、全額とは言いませんけれども、基金の残高計画値2億5千万円を何倍も超えたこの6億2千万円について、8期中に、高齢者にとりか、被保険者に還元するという立場で、この予算を見直して、再度提出し直してもらいたいというふうに思います。答弁を求めます。

○高齢介護課長

申し訳ございません。今の質問の答弁の前に、先ほどの数値の訂正をさせていただきます。試算の数値を先ほど申し上げましたけども、先ほど、第1段階の年額の保険料を2万5800円と申し上げましたが、これは誤りでございまして、試算値が2万4145円。それから第5段階の年額が8万6040円と申し上げましたが、8万484円。それから、第11段階の金額を17万2080円と申し上げましたが、16万968円。それから、第20段階の数値を24万9504円と申し上げましたが、正しくは23万3404円でございます。申し訳ございません。それから――。

○川上委員

ちょっと、数字が混乱するといけないので、委員長、紙で出していただけるように取り計らってもらえますか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。川上委員のほうから要望があります資料は提出することができますでしょうか。

○高齢介護課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。今の資料の提出を求めることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、資料の提出を求めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：16

再 開 11：20

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

計画途中の介護保険料の引下げにつきましては、介護保険料と申しますのは3年ごとに計画をいたします介護保険事業計画においてその金額を定めておりますので、計画途中での保険料の変更をする仕組みとはなっておりません。計画途中の料金変更は考えていないところでございます。

○川上委員

その件について、計画年度中の3年――、もう最初に決めたら途中で変えられないという理屈は先ほどもうお聞きしました。法律も禁止していないし、保険者である市長の判断によって、いろいろ諮問するということはあるでしょうけど、変えられないというルールはないわけですから、それをちょっと確認しておきたいと思います。

○高齢介護課長

繰り返しの答弁になりますけれども、計画を3年ごとに策定いたします。計画途中での保険料を変更する仕組みとはなっておりませんので、保険料の変更については考えていないところ

でございます。

○川上委員

現実には、計画値が基金積立残高2億5千万円となっているところを、8億7千万円という現実があるわけでしょう。計画当初にこういう事態になったときはこうしようということを考えていなかったわけでしょう、あなた方。保険料を取り過ぎて、莫大な金額を高齢者から、少なくなっていく年金の中から、あるいは年金が非常に低い、あるいはない方々から、これまで払えるでしょうと一方的に決めて、そして召し上げていった保険料の塊ですよ。これだけ取り過ぎることが起こり得るといふことも考えていなかったといふことなんですよ。考えておったんですか。2億5千万円を超えた場合はどうするとかいふのは、計画の中にあっただけですか。

○高齢介護課長

基金の積立額につきましては、介護保険の制度として、3年ごとの計画策定を行っております。最終年度に積み上がった金額につきましては、次の期の保険料設定の際に考慮すると、取り崩して保険料に充てるといふような制度設計になっておりますので、今回確かに基金残高が積み上がっております。これにつきましては、次の期の保険料設定で取り崩して保険料の設定に充てるといふことになるかと思っております。

○委員長

川上委員に申し上げます。質問が平行線をたどっておりますので、これは要望等にとどめていただいて、次の質問をしていただくようによろしくお願いいたします。

○川上委員

法が保険者によって、3年間の中で介護保険料を改定してはならないというふうになっていないわけでしょう。それはさっき確認したでしょう。ということは、改定できるということじゃないですか。しかも、論理的に考えてくださいよ。高齢者なんですよ。先ほど言ったような状況の中で納めたところ、社会情勢のこともあって使えない、使いにくいのが全般としてあって、これほどのお金が浮いてしまって、浮いているというか、たまってしまった。この8期中に返すとすれば、令和5年度、最終年次で、介護保険料を引き下げて、精算して、後は9期につないでいけばいいじゃないですか。そうしないと、9期の策定事業にも予算計上しているけど、そういうものを抱え込んで策定するというよりは、きちんとその8期で解決して、そして9期の計画を2億5千万円から出発すると、基金残高2億5千万円から出発するというほうが、人情的にも、それから介護保険事業計画の論理からいっても筋道が立つじゃないですか。漫然と利益追求型の株式会社みたいな感じで、預かっておきましょうみたいな感じで――。

そうしたら、委員長が質問を変えてはというふうに提案があったので、ちょっと先に行きますよ。じゃあ、9期で必ず6億2千万円分、少なくとも、介護保険料の引下げを行いますといふことなんですかね。

○高齢介護課長

9期の策定の中で話すことでございますけども、基金の残高を幾ら取り崩すのかも含めて、9期の計画策定の中で、策定作業の中に入って来る作業だと思います。

○川上委員

今日は市長もいないのであれだけど、これは諮問するんじゃないんですか。市長がこういうふうに考えますが、皆さんのご意見を聞かせてくださいといふことになるわけじゃない。策定委員会ですよ。

○高齢介護課長

介護保険事業計画につきましては、高齢社会対策推進協議会のほうで諮っていただきます。計画策定に当たって、市長から諮問をして、高齢対、略して高齢対と言っておりますけども、高齢対の中で分科会をつくって、策定委員会をつくって審議していただくんですけども、その当初の策定作業の中で、基金残高の取崩額を幾らというふうな諮問の仕方はいたしております。

ん。

○川上委員

これまでではそうかもしれないけど、じゃあ9期のときは、この6億2千万円について、これを取り崩しますからというようなことを含めて諮問ができるかと、するかということを知っているわけです。

○高齢介護課長

そういう諮問の仕方はいたしませんけれども、これまでの基金の残高の推移を見た中で計画策定に当たりますので、積み上がった6億2千万円ぐらいにつきましては、取り崩す形で計画策定が行われるものと予想いたしております。

○川上委員

その予想というのは何ですか、どこかで話し合ったわけですか。この今回の予算計上に当たり、6億2千万円については、9期で取り崩すと、還元すると、還元というか戻しますということをお前提にしたこの予算なんですか。

○高齢介護課長

これまでの事業計画、3か年ごとの事業計画の計画値の推移を見ますと、大体、計画最終年度の残高が2億円前後の計画になっております。今回たまたま実績といたしまして8億6899万6千円、残高がそうなる見込みとなっておりますけれども、計画策定に当たっては、また、これまでの飯塚市の計画策定の経験値にもとりまして、計画最終年度の残高は2億円前後になることになると考えております。

○川上委員

ということは、それを前提にした今回の予算になっているということなんですかね。

○高齢介護課長

次期の基金取崩残高を前提に設定した予算編成ではございません。あくまでも9期の計画は令和5年度に策定いたしますので、9期の介護保険料につきましては、9期の事業計画の中で策定いたすことになると思います。

○川上委員

何か行ったり来たりになってはいますが、9期の最終年度の基金残高目標は2.5億円と、もう決まっているんですか。

○高齢介護課長

まだ決まっておりません。これまでの流れから、過去の飯塚市の計画値で申しますと、そういう流れでございましたので、恐らく次の期もそうなるのではないかと考えているところでございます。

○川上委員

質問を終わります。あとは討論します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算」案に反対の立場から討論を行います。詳細については本会議で述べることになると思います。この間、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者、市民をよそに、現実的には介護サービスが使えない、あるいは使いにくいという、要するにサービスの供給が低下する中で、保険給付に要する費用が低下し、基金が令和5年度末で、2億5千万円と想定したところ、それを上回る、6億2千万円を上回る8億7千万円に到達するというような予算となっております。本来、高過ぎる介護保険料など

を考慮すれば、この８期中に介護保険料の引下げによって、被保険者に還元すべきものだったと思います。しかも、それを妨げるものは保険者である市長の気持ち以外にはないわけですね。

ルール上、引下げができるということも答弁の中からも分かりましたけれども、それをあえて引き下げないという決断をしているのは納得がいきません。飯塚市の介護保険制度は公的な保険制度であり、民間の利潤追求の制度ではないわけです。このことを考慮をすれば、本来、今質疑の過程で明らかになった事情を全体として考慮すれば、今からでも予算を見直して、組立て直して、３月１７日、議会最終日でも提出し直すという必要があるのではないかと。

また、この間の予算に基づく行為の中で、介護保険料の納付が困難な方に対して、不適切な差押えが見られると思います。これについては、介護保険料以外の分野で起こっていないかということももちろんあるわけですが、こうした事態は、やり方は絶対認められないと思っています。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中委員

「議案第６号 令和５年度 飯塚市介護保険特別会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。先ほど質疑の中で、納付の仕方、あと差押えの件が出ていましたけれども、私も過去にいろんな、督促が来て相談を受けたことがあります。そして、大体差押えまで行く方というのは約束を守らない、いろんなことを相談されて約束を守らない、いろんな期日を守らない、それが１回、２回じゃない。最後の最後でやはり逃げていかれる、連絡がつかない、そういった方々がやっぱり差押えになられている。私の経験上、そういった方です。私に相談があつて、できなければまたほかの方に行く。そういった約束を守らないで、いかにも、私から見れば、もう対応に対して不誠実な方々がそういう形までになるというふうに僕は認識しています。逆に、督促が来て、これだけ一度に払うのが難しい、もうどうしたらいいでしょうかという相談もあります。そのときはちゃんと担当に言って、正直に話をして、どうやったら納付ができるかもちゃんと相談すればアドバイスくれますから。それで、そういうやり方があったんですねを言って感謝されました。それで、きちんと分割を守って、それで、生活されていると。ですから、先ほどいろいろ言われましたけれども、担当の方が、気持ちがないとか、心がなくて、そういったことはまずありません。僕もそうやって担当の方を見ているんですけども、ちゃんと温かい心を持って対応されていますし、感謝されている方もおられますので、めげずに、今の職務を、自信を持ってやってください。終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６号 令和５年度 飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２１号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第２１号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の１８ページをお願いいたします。提案理由としましては、教育を受ける機会の支援を拡充するため、本案を提出するものでございます。

１９ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正内容としましては、別表中から、専修学校、短期大学、大学区分に係る毎年度新規貸付人員について、現行の１８人以内から

20人以内に改正するものでございます。これまで奨学資金貸付制度の見直しにつきましては、平成30年度に奨学資金返還免除の制度、平成31年度に入学前の貸付制度、令和2年度に、他の奨学金との併用を認める制度へと改正し、奨学生に対する支援の充実について見直しを行っておりますが、今回の改正につきましては、少しでも多くの方に教育を受ける機会の支援を拡充し、本制度を活用いただくため、定員増の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、持続可能な事業運営を計画的に実施するため、奨学資金貸付基金の運用に関する調査から、申込者数の実績、傾向等を踏まえ、分析・検討を行いました。現状では、奨学資金申込者は、高校等区分に比べ、大学等区分の申込者が増加傾向にございます。これは、高校授業料実質無料化など、国、県の支援制度の充実も要因の一つと考えられることから、実態も考慮しまして、定員増については、大学等区分で検討したものでございます。

次に、第5条第1項第2号中の高等学校（私立）につきましては、別表中にもともと記載のある高等学校（私立）との整合、また、別表中の短期大学（国・公立）、大学（国・公立）につきましては、学校教育法で、国立学校とは国が設置するもので、公立学校とは地方公共団体の設置する学校という規定に基づき、それぞれ対象であることを明確にするため、文言を整理したものでございます。以上、簡単でございますが、「議案第21号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

現在、貸付件数はどのくらいか、お尋ねします。

○教育総務課長

現在の貸付人数でございますが、貸付人数につきましては、令和4年度の対象者で、高校区分と大学等区分合わせまして62人となっております。

○川上委員

それでは、申請数はどのくらいでしょうか、申請人数。

○教育総務課長

こちらにつきましては、先ほど計画上、作業を進める中でも調査しております。平成30年度から数字を確認したいと思います。平成30年度、まず高校区分につきましては申込者が23人ございました。それと31年度は24人、令和2年度には16人、令和3年度には14人、令和4年度には10人となっております。続きまして、大学等区分につきましては、平成30年度が22人、平成31年度は20人、令和2年度につきましては13人、令和3年度については21人、令和4年度については21人という形になっております。

○川上委員

資金総額はどのくらいあるのでしょうか。

○教育総務課長

現在の基金の推移でございます。これは直近の調べでございます。令和5年1月末現在で基金残高につきましては、基金は約5億296万円です。内訳は、基金の残高が3億7300万円、奨学生に貸与している貸付金額が1億2900万円でございます。

○川上委員

今回、人数の見直しで20人となっているものについては、希望があり、その希望者を全員対象にするということなのでしょうか。

○教育総務課長

今回、20人にした理由を補足説明させていただきます。まず、定員増については、何人を増員するかと、区分をどうするかということを検討いたしました。また、基金の特性からも、持続可能に事業運営を計画的に実施するため、奨学資金の運用に関するシミュレーションを行

っております。貸付人数の検討につきましては、現行の返還免除型奨学金制度に改正からの申込者数の推移を検証の指標といたしました。高校区分では先ほどのおり減少傾向にあり、大学区分では増加傾向が確認されました。理由につきましては、先ほど少し述べましたけれども、高校区分の申込者の減少について検討しましたところ、平成22年度に国の制度として始まりました授業料を無償化する高等学校修学支援金、そして、平成26年度から始まった学用品などの授業料以外の費用を充てる、高校生等奨学給付金の2つの制度によりまして、世帯の負担が減少されることから、申込者が減少したものと推察はしております。このような傾向の中からは、大学等区分を増員することが適当であると考えました。また、2名の増員につきましては、大学等区分申込者数の、いわゆる過去5年間の平均をとりまして、定員を20人とすることが適当であると考えた次第でございます。

○川上委員

今の答弁だと、該当する人が既に20人いるので、20人にしたということではないということですかね。

○教育総務課長

今の答弁につきましては、やはり、これからの計画も含めまして、過去の実証を踏まえまして、平均という形で考えております。

○川上委員

まだ申請はあっていないということなんですかね。

○教育総務課長

令和5年度予定者につきましては、既に審査は終わっております。

○川上委員

ですから、先ほど聞いたのは、手を挙げた人全員が、資格を有する方全員が、市役所のお金の都合ではなくて、全員が対象になる数字かと、20人というのは。ということ聞いたんです。

○教育総務課長

ちょっと今の答弁については、繰り返しになって申し訳ございませんが、全ての方を拾い上げるという形では、この設定はいたしておりません。今年度につきましても、21人の応募ということで、周知等は徹底していった中で、近年、その数字が実績としてあるということを踏まえまして、今回の検討では20人という形で定数を決定いたしております。

○川上委員

資格はあるのに、市役所の枠に入り切れなかったという方がいるわけですか。

○教育総務課長

今回、事前に申込みの段階で資格審査を行いますけれども、その際にお1人の方が収入基準のほうで不適當という形で、最初から不採用の方がおられます。そういう状況です。

○川上委員

何と言われましたかね。その資格要件を備えていないということをおっしゃったんですかね。

○教育総務課長

貸付けの要件につきまして確認いたします。奨学金の貸付けにつきましては、条例に基づきまして、保護者が飯塚市内に1年以上継続して居住していること、また次に、私立高校と高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学、または、入学予定であること。続きまして、世帯の収入が生活保護の規定に基づく基準額の2倍以下であること。また、他の奨学金等の貸付けや給付を受けないこと。こちらについてはただし書がございます。以上の4点の審査基準から資格の要件を確認いたしております。

○川上委員

資格要件に該当しない事項があったということをおっしゃっているんですかね。そうしたら、

それ以外の方は全員採用ということなんですね。

○教育総務課長

定数が20名に対しまして、21人の審査を行いましたので、1名の方につきましては次点候補者として候補者のまま残っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 11:53

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

失礼いたしました。現状、18名が定員でございます。改正前の数字で申しますと、21人の公募がございましたので、3名が今、次点候補者となっております。

○川上委員

それで定数を20人にしましょうということなのでしょう。そうしたら、先ほどの話だと資格要件を備えていない方も次点になっているということをおっしゃっているんですかね。

○教育総務課長

資格要件につきましては、事前に審査を行いますので、その数には含んでおりません。

○川上委員

資格要件を備えた方が、定数18人のために3人次点で並んでいるということなんですね。ちょっと確認してください。

○教育総務課長

定数以上に応募があった場合につきましては、貸付けの決定につきましては、次に小論文の試験を行いまして、得点を基に順位を決定させていただいております。その決定につきましては、小論文の得点をもって順位を決定する。次に、同点の場合は、所得等の低いほうが上位となる。また、小論文を受けなかった方につきましても、まだ次点の候補者として残りますので、小論文を受けた順位の次から、所得の低い方から上位にするという形で、そういう形で次点候補者となっております。

○川上委員

先ほどおっしゃった資格要件を備えていない方はもう別枠なんですね。で、資格要件のある方ばかりで、21人が求められていて、しかし18人なので、3人は次点ですよと。それで今回、21人に改正すればどうかと私は思ったんだけど、この20人というふうにあえてしたのは、どういう理由なのでしょう。

○教育総務課長

先ほどから申し上げました、この決定をする際には事業のシミュレーションを行う中で、その基準の中では、大学等区分申込者の過去の平均をとりましたら、19.4人という数値に収まりましたので、その定数を20人とすることが適当であると考えております。

○川上委員

どうもよく分からないんだけど、ふるさと納税で100億円ですよ。で、福祉系に使えるのは、47億円ぐらいあるわけでしょう。それぞれに特定目的がついているかもしれないけど、それ以外にだって、昨日、一般質問で、どれだけ飯塚市がお金がいや応なくたまってきたかが分かってきたわけですけども、人材を育てるというふうに一生涯懸命になっているときに、例えば25人とか、30人とか、あるいは希望があるんだったら、資格があつて希望する人たちを受け入れることができるだけの定数まで広げていけばいいじゃないかと思うのに、過去の平均値をとって、19.何人とかいう人間はいないわけですから、それで切り上げて20人にしたんでしょうけど、そういう機械的なことで、教育行政というのは大丈夫ですか。そして、今

のお話だったら、今後、希望が増えるかもしれない社会情勢なんだけど、過去の平均で定数を決めていきますというようなことでいいんですかね。19. 何人だから20人にしたんだったら、21人にする、その選択肢があったと思うけど、そのところは考えたことはないですか、教育委員会は。

○教育部長

教育委員会のほうとしましては、あくまでも直近5年間の申込状況を踏まえた中での今回のご提案ということで考えております。委員ご指摘のとおり、確かに21人だから21人にしてはどうか、もしくは切り上げて25人にしてはどうかといったご意見のほうもあろうかとは思いますが、また、今後の社会情勢によっては、さらにまた要望される方が多くなることも当然考えられることではあります。ただ、今回のご提案に際しては、あくまでも根拠的な数字としましては、直近5年間の申込状況を踏まえた中で、ご提案のほうをさせていただいているというところでございます。

○川上委員

副市長、こういうのはどういうふうに言うんですかね、お金が問題で、そういうことになっているんですか、教育委員会は。お金の問題ですか、これ。

○武井教育長

人数の決定について、ご質問いただいておりますが、先ほど課長、部長申しましたように、直近5年間の基本として、どういうニーズがあるかを考えたときに、20人ぐらいが妥当ではないか。そしてもう一つは、これは基金で運用しておりますので、持続的に運用可能かということも、当然、担当課として検討をいたしております。そういった意味で、ニーズにあって、そして、この奨学資金のもともとの目的はやっぱり経済的になかなか厳しいご家庭で、高校やあるいは大学という高等機関に進学の機会を十分確保するというので、最初に課長もお話ししましたように、随時ずっとニーズに合う形で変えてきました。その流れの中で今回、20名という拡充をさせていただいているものと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

定員を20人にした場合の基金残高との関係のシミュレーション及びそれ以外のシミュレーションを検討したか。検討しているのであればその内容をお尋ねします。

○教育総務課長

今回、事業計画につきましては、シミュレーションを行っております。その中では、定員20名にする、2人増員、続きまして3人増員、4人増員までを検証の一つの目安といたしておりました。基金残高がどうなるかということになるか、それぞれ申し上げます。2人定員増で検証した結果、20年後に現行の基金残高から、約4500万円の減少となりまして、基金残高は約1億9千万円で推移することを確認いたしております。先にその中の条件の一つ、つけ加えさせていただきます。事業計画の条件としましては、債権回収と申しますか、返還率が100%で計算しているため、今回留意事項としまして、仮に滞納等があった場合は安定的な制度運用には支障を来すおそれがあるということは、適正化については留意しているところでございます。

次に3人の定員増で検証した結果ですけれども、こちらにつきましては基金残高のほうが一億七千万円となります。それと、4人で増員した場合が一億五千万円。これは貸出しと、貸

出した時と、返還にかかる期間のずれがございますので、令和24年度をもちまして、その人数の中で返還額と勸奨額が折り合いまして、基金の平行線をたどっていくところで、そういったシミュレーションを行っております。

○川上委員

1億9千万円、1億7千万円、1億5千万円の残高になるということで、あまり大きな違いはなさそうですね。

それで、もともと基金の原資は何なんですか。

○教育総務課長

すみません、手元にはっきりした資料を持ち合わせておりませんが、昔、飯塚市が所有していた土地、建物か、その売却益を基金に充当したということを知っております。

○川上委員

土地の売却が原資の一部だろうと思いますけど、その後、基金を増やしたという状況が分かりますか。

○教育総務課長

平成30年度に1億6千万円ほど基金のほうに繰入れがっております。

○川上委員

この20人、21人、22人の場合のシミュレーションをしたにもかかわらず、一番少ない20人を選んだというのは、先ほど直近5か年というのを優先したということなんですかね。

○教育総務課長

検討の中では、先ほどの繰り返しになりますけども、結果的には平均をとらせていただいたということが結論でございます。ただ分析の折には、応募者の実績等から、応募者が今後どのような進学をしたかとか、いろんなシミュレーションをする中でも、計画を検証いたしております。やはり対象人数というところの中では、20年後という将来に対して、安定的な財源を確保したいということで、その根拠となるのが、今の実績値ということで、今から2人増員の平均値をとりました定数20人という形を根拠としまして、今回の改正案を提出させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」案に賛成の立場で討論します。賛成の理由は、定数を18から20に拡大するという点であります。この際、指摘をしておきたいのは、この奨学金制度そのものを拡充していく必要があるだろうと思うんですね。過去の平均などではなく、現実の必要に応じて、対応していくということが要ると思います。その際は、きちんとしたシミュレーションも要ると思いますけれども、教育委員会から市長部局に対して、しかるべく基金への支援を求めていくということが大事だと思います。それは教育委員会が求めたら市長が応じるのか、市長が必要に応じて問題提起をしていくのか、ということだろうと思います。過去に今お聞きしましたら、平成30年、2018年に増額をしておるといふ実績もあるわけで、道筋があるわけですから、飯塚市に金がないという、筋道はもう立たないということは大体明らかになっていますので、頑張ってもらいたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。この議案につきましては、民法等の一部を改正する法律の公布、2つの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第159号と第175号の公布により、関係規定を整備するものであり、飯塚市家庭的保育事業等設備及び運営の基準に関する条例、飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例において、改正内容がそれぞれ同様であることから、3条例を一括し、一部改正を行うものでございます。詳細につきましては新旧対照表にてご説明させていただきますが、条例改正に係る3つの法令の主な改正内容をご説明させていただきます。

まず1点目は、厚生労働省令第159号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴うものでございます。一部経過措置がございますが、令和5年4月1日からの施行となっております。この改正内容といたしましては、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定の新設、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のため、研修訓練実施の努力義務化、放課後児童健全育成事業所における業務継続計画の作成に係る規定の新設の4つが挙げられます。

次に、2点目は、厚生労働省令第175号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴うものでございます。こちらは、昨年9月に発生した認定こども園の総合バスに園児が置き去りにされ、死亡した事案を受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正が行われており、一部経過措置がございますが、令和5年4月1日からの施行となっております。

3点目は、「民法等の一部を改正する法律」の公布に伴うものでございます。民法中の親権者の子に対する懲戒権の規定を削るとともに、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正を行うもので、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律中の懲戒権に関する規定について、同種の改正が行われております。この法律の改正を受けまして、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正が行われ、公布日からの施行となっております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。議案書の27ページから36ページまでとなっております。飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。29ページをお願いいたします。第8条の2に安全計画の策定等の義務化に係る規定を新設しております。第1項に、安全計画を策定しそれに従い必要な措置を講じなければならないこと、第2項は安全計画を職員に周知し、研修及び訓練を定期的実施すること、第3項は保護者に対する周知、第4項に定期的に見直しと必要に応じ変更を行うことを新たに整備するものです。

30ページをお願いいたします。次に、第8条の3は、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の整備となっております。なお、経過措置により、第2項の安全装置の設備の義務化については、令和6年3月31日まで猶予期間となっております。

31ページをお願いいたします。次に、第11条は、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和についての改正でございます。

続きまして、第14条は、民法等の一部を改正する法律の公布による改正であり、懲戒権の削除により懲戒権の濫用に係る権限の濫用禁止規定を削除しておりますが、子の人格尊重に係る規定を改めて条例に規定したものです。

最後に、第15条ですが、これは家庭的保育事業所等において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防蔓延防止に必要な措置を明確化したものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正につきましては、第6条の2の安全計画の策定等、第6条の3の自動車を運行する場合の所在の確認、第13条の衛生管理等の規定は、先ほど説明いたしました飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正内容となっておりますが、第6条の2の安全計画の策定等には経過措置が設けられておまして、第1項から第3項までは、令和6年3月31日まで努力義務とされております。

33ページをお願いいたします。また、第12条の2につきましては、業務継続計画の策定等の努力義務化に係る規定を整備したものです。

最後に、34ページをお願いいたします。飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正につきましては、さきに述べましたが、民法等の一部を改正する法律の公布によるもので、懲戒権の濫用に係る権限濫用禁止規定の削除と子どもの人格の尊重について、条例に改めて規定したものでございます。

以上で補足の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

事業者に対し、こうせよと、してはならないという点が改正の中心点だと思いますが、これとの関係で市町村の果たす役割というのがどういうふうになっておるのか、紹介していただけますか。

○保育課長

すみませんでした。安全計画の策定につきましては、事業所等への安全計画の作成についての点検や指導などが、市町村の役目でございます。

○川上委員

安全計画について述べられました。点検、それから指導ということなんですけれども、指導の方法とかいうことは、具体的な内容があるでしょうか。

○保育課長

児童、保護者に対する安全指導等についての事業所に対する周知等になっております。失礼しました。つけ加えまして、当該事業所のほうへの監査を行うこととなっております。

○川上委員

現場でのチェックについて、具体的な記述はないわけですよね。市として具体的にこの安全計画をつくってもらって、それがきちんと機能しているかどうか。現場に行かなければ分からないわけだけど、そこをどう考えているか、お尋ねします。

○保育課長

安全計画を提出していただきますので、監査の時点でそちらの計画を基に私どものほうで確認作業を行うということになると思います。

○川上委員

具体的なことがもう決まっているのであれば、説明してもらおうといいですけど。

○保育課長

こちらの安全計画を提出いただきますが、私どものほうとしては安全計画例の運用方法をさ

れていることを確認させていただいて、不足するものなどがあれば見直しを行うような形での指導になるかと思います。

○川上委員

現場での指導については、権限がないのですか。それとも具体的な計画、あるいは実施要領がないというだけなのか、どちらでしょうか。

○保育課長

今のところは、まだ実施要領等は、国のほうからはいただいております。

○川上委員

市町村で、現場に行って監視したり、チェック、同じことか、できるということになっているんでしょう。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

ただ、飯塚市はそれはまだ整備していないということなんですね。

○保育課長

国からの通知におきまして留意事項等についての周知がございますので、そちらを基に、考えておりますが、こういった形でやるというふうな形の整理はまだいたしていません。

○川上委員

それはいつまでにつくろうということになっていますか。

○保育課長

4月1日から施行されますので、3月末までには整理をしたいというふうに考えております。

○川上委員

ページ数で言ったほうが分かりやすいと思いますので、新旧対照の31ページ、利用乳幼児の人格の尊重等、第14条とありますね。この中で、「監護及び教育に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは」と書いて、次に2つのことを書いているんですね。

「利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず」と。「かつ」でしょう。「体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と。この「有害な影響を及ぼす言動」というふうに、なぜ書いているのか。明確に虐待禁止というふうにした条例もあるんだけど、と思うわけですよ。有害な影響を及ぼす言動かどうかは誰が判断するのか。このぐらいは有害ではないということにならないのかというような疑念も湧くわけですね。こここのところはどういうふうな意味合いでしょうか。

○保育課長

今回のこの改正につきましては、府省令とも同様に、条例中の懲戒に係る権限の濫用の禁止規定を削除することが基本であります。民法等改正法による改正後の児童福祉法第47条第3項において、この部分の規定が追加されておりますことから、それに即した内容について改めることといたしております。

○川上委員

改正の趣旨からいえば、隣にあります懲戒に係る権限の濫用禁止第14条が、傍線がありますけれども、これは懲戒を認めている条文なんですよ、旧のほうで。必要な措置を採るときは、その権限を濫用してはならないということで。権限ですから、学校教育法第19条と同じで、校長などが認めるときはとかいって、なるわけでしょう。だからそれをもう削除しなさいという精神なんでしょう。一方で、先ほど申し上げました利用乳幼児の人格の尊重等の第14条は、有害な影響を及ぼす言動という表現になっていて、ここに虐待禁止、懲戒の禁止という趣旨が、浮き彫りになってないというか、はっきりしていないように思うんですけど、こ

れ前提ですよということなんですか。前提であればなぜこういうふうな表現になるのかなど。ちょっとその辺を教えていただけますか。

○保育課長

今回、懲戒のほうを削除しておりますので、当然、この懲戒というのを前提という形での分と考えております。改正内容につきましては、児童福祉法、先ほど言いましたように、そちらのほうに即した内容に改めているというところでございます。

○川上委員

あくまでも旧の第14条を廃止しているので、第14条のそれが前提だという言い方なんです。そうすると、なぜそのように書かないのか。有害な影響を及ぼす言動、虐待にはネグレクトとか、もちろん暴力とか、いろいろありますよね。その規定との関係で、幅広いという感じですか、有害な影響というほうが、虐待の規定より。

○保育課長

懲戒を削除したこととこちらの規定をしている文言との差があるかということ、どちらが広いのかという話だと思うんですが、私どもとしては、同じものというふうに考えております。また、この表現を使わせていただいたのは、先ほど申しあげました児童福祉法第47条の第3項でこの言葉を使っていますので、法律のほうに基づいて改正を行っているということでございます。

○川上委員

民法820か、との関わり、法改正との関わりなので、明確な形でそのことを盛り込むということが必要ではないかと思ったけど、市の条例なので。この表現だと質問の趣旨は分かると思いますけど、監護、教育を行う立場に立つ者の判断によって、その行為が有害な影響を及ぼす言動であるかどうかというのは、誰が判断するかが明らかでないように思うんですよ。その判断は、事態が生じたときに、好ましくない事態が生じたときに、後で、そういうものに、そういう言動に該当するとか、しないとか、この第14条は誰の判断になっているんでしょうか。

○保育課長

どういった文言とか判断を誰がするのかというようなご質問かと思いますが、社会通念上一般的に、こういった懲戒のようなことですね。こちらのところについての部分を指しているというふうに考えております。

○川上委員

であれば、先ほど安全計画のことでお話がありましたけど、こういったジャンルの施設の場合、公的保育というか、公的に責任のある機関が、鮮明に現場で指導とか、援助とかする仕組みをつくるのが大事だと思うけど、先ほど言った実施要領との関係とリンクするところがあるかもしれませんが、これを絶対起こさせないというような何か仕組み、保障するようなものを何か考えておられるか、お尋ねします。

○保育課長

今、お話いただいているものにつきましては、安全計画の分と、同じようにこういった国からの正式な通知がまだおりてくると思いますので、そういったものを見ながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

○川上委員

28ページに、第7条として保育所等との連携というのがありますでしょう。これは、この保育所というのは、公立、民間を問わない形になっているんですかね。

○保育課長

公立、私立関係なく連携をする形になります。

○川上委員

そうすると、この保育所等との連携の中に、先ほど心配したようなことを防止する機能は入

っているのでしょうか。

○保育課長

家庭的保育事業所とこういった連携する保育所・こども園に関係する分についても、当然安全計画の策定が義務づけられておりますので、入ってくるというふうに考えております。

○川上委員

具体的にどういったことが想定されますか。

○保育課長

連携についてということでのご質問かと思えますけど、それぞれですね、家庭的保育事業所についてと、この保育所・こども園と、それぞれに安全計画が義務づけられますので、連携というよりは、それぞれに義務づけられるということになるかと思えます。

○川上委員

場面を想定しましょうね。利用乳幼児の人数は何人になるんですか。

○保育課長

家庭的保育事業につきましては、基本的に5人以下の事業所という形になっております。

○川上委員

それに対して保育に当たる人たちは何人ぐらいになるのですか。

○保育課長

3人に1人の保育士という形になっております。

○川上委員

そうすると、先ほどの説明をずっと聞いておりましたが、この第14条のそのものを担保するような諸準備はこれからなんですというような答弁だったと思うけど、この有害な影響を及ぼす言動を、誰がそうであるとか、そうではないとかいう判断をするというのは、この条文で分からない。これに対する答弁はまだ出てないと思うけど。この条文の中からですね。社会通念上という意味もよく分からんし、これはもう、これについては答えられないということですかね。

○保育課長

先ほども答弁させていただきましたけども、社会通念上の分と考えているところでございます。

○川上委員

意見というか質問しない、質問することになるんだけど、民法の改正の目的について、社会通念上というのは、旧民法より、旧規定より、物すごく緩やかですよ。なぜ今回、懲戒に関する規定を廃止するに至ったかということから言えば、明確化することなんですね、はっきり。社会通念上、有害な影響を及ぼす言動はこれです、これはそうではありませんと、今聞いても無理と思うけど、答えられますか。

○保育課長

虐待のマニュアルに沿っての判断になってくるかと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」について、同意ができません。理由は、利用乳幼児の人格の尊重等の第14条の規定の中に、利用乳幼児の人格を尊重するとともにその年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言

動をしてはならないとある中で、有害な影響を及ぼす言動について、評価がそれぞれ別れるところがあって、結果において、子どもの虐待を見逃してしまいかねないところがあると心配するからです。飯塚市は、そもそものこの制度に関わって、安全計画の前に子どもの安全と虐待防止の視点で、日常的な書類上のチェックとともに現場で子どもたちを守っていくというルールを大急ぎで確立する必要があると、確立し、実行に移す必要があるというふうに述べておきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり、可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。この議案につきましては、こども家庭庁の設置に当たり、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日より施行されることとなったことから、関係規定を整備するものであり、整備された法律を運用する規定が、飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例ほか2条例を、一括して一部改正を行うものでございます。

それでは条例改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。議案書の37ページから53ページまでとなっております。飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例をはじめといたしまして、飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の3つの条例につきまして、改正を行っております。

初めに38ページをお願いいたします。飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法において、所管事務の移管により、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定めた第19条第2項が削除されましたので、引用規定を整備するものでございます。

次に、39ページから53ページまでをお願いいたします。飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正につきましては、先ほど説明いたしました。子ども・子育て支援法の第19条第2項の削除の改正に係る引用規定の整備に加え、学校教育法において、第25条に、幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項を定める際の配慮事項を規定する第2項及び内閣総理大臣への協議義務を定める第3項が新たに追加されておりますので、引用規定を明確にするために整備するものでございます。

最後に、飯塚市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、子ども・子育て会議の機能を、こども家庭庁に新たに設置される「こども家庭審議会」への移管により、子ども・子育て支援法の第72条から第76条までが削られたことに伴って、第77条から第87条が繰り上がり、引用する規定に条ずれが発生しましたので、対応するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

こども家庭庁の設置と、具体的に飯塚市の就学前の子どものための教育・保育施設整備施設について、どういう関わりが生じてくるのか、お尋ねします。

○保育課長

これまでは、子どもの年齢や担当省庁によって管轄が分かれておりましたが、一つの側面から問題を捉えることが難しくなってきた情勢の中で、縦割り行政を廃止し、様々な角度から支援することを目指しているものであり、これまで担当する省庁が不明であった課題や対応が不十分な問題について、今回設置されるこども家庭庁が子ども施策の司令塔となることで、全ての子どもの命と権利が守られ、安心して成長することができるように、施策の実施が期待できるものというふうに考えております。

○川上委員

こども家庭庁との関係で、飯塚市の就学前の子どものための教育・保育施設、どういう関わりが生じてくるのか、分かりますか。

○保育課長

まだこども家庭庁の実際の業務について、詳細についてはまだ私どものほうには周知等がされておられませんので、今ここでちょっと答えることはできません。すみません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」案に反対の立場で討論を行います。詳しくは本会議で申し上げたいと思いますけれども、そもそも国の新年度、2023年度から出発のこども家庭庁については、省庁間の連携の欠如が今日の子ども対策上、最も重大な欠陥であるかのように言うわけですけれども、それとともに、総合的な国の政策の遅れ、誤った政策によるものが大きいわけで、また、こども家庭庁という名称については、そもそも「こども庁」でしょう。それで、これを自民党の内部で、家庭だ、家庭だと言って押し込んできたのが、こども家庭庁の「家庭」なんだけど、これによって、この家庭を押し込んだことによる弊害というのものもあるわけですよ。そういう法改正のものを、そのままの姿で書換えとかいうことであっても、受け入れることは、私は適切ではないと考えますので、賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から、「社会福祉協議会への補助金について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

本市は飯塚市社会福祉協議会に対し、年間5500万円の補助金を出しています。その補助金の根拠、枠組み、対象などについて、この際、調査をしたいと思うものです。賛同をお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「社会福祉協議会への補助金について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「社会福祉協議会への補助金について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

補助金の推移、金額、対象について、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

まず、決算の状況ですけれども、平成18年度2500万円、19年度及び20年度は2250万円、21年度は4千万円、22年度が5千万円、23年度以降、令和3年度までは5500万円の推移となっております。なお、令和4年度予算につきましても同額となっております。

○川上委員

対象経費を紹介してください。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に対して行う補助金に関し、飯塚市社会福祉協議会補助金交付要綱をまとめております。第2条に対象事業及び経費を定めており、補助の対象となる社会福祉協議会が実施する事業は、1. ボランティアセンター事業、2. 権利擁護事業、3. 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業としております。また、補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業及び社会福祉協議会の運営に要する人件費、事業費等のうち市長が認める経費となっております。令和4年度の申請状況で申しますと、5500万円は、地域福祉活動推進事業に1850万円、法人運営事業に1750万円、ボランティアセンター事業に900万円、権利擁護事業に1千万円となっております。

○川上委員

ところで、補助金を受け取る側の市社協の財政規模、その中における補助金の、市からの補助金の割合はどのようになっておるか分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会の令和3年度社会福祉事業の決算書から述べますけれども、社会福祉事業には、法人事業、地域福祉事業及び介護保険事業が含まれます。その歳入決算額6億9745万円、歳出決算額は7億219万4千円となっております。歳入決算額に占める市の社会福祉協議会への補助金5500万円の割合は、約7.9%となっております。

○川上委員

市社協の設立目的、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉法第109条において、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域社会における社会福祉を目的とする事業の実施主体として、中心的な役割を担うのが、市町村社会福祉協議会であるとされております。社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会の定款によりますと、第1条に、飯塚市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としております。

○川上委員

機構はどういうふうになっているか、概要をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

平成18年3月の市町村合併により、新たに飯塚市社会福祉協議会として発足し、平成

29年4月に組織の再編が行われまして、現在、総務課、地域課、介護保険1課、介護保険2課の4課で組織されております。

○川上委員

どういう事業をしているか、概要をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会の各組織が所管する事業概要は、まず総務課ですが、法人運営に関する業務を担い、地域課は、地域福祉推進事業として地域福祉活動、権利擁護センター、ボランティアセンターの3つの事業を柱として、地域福祉活動を展開し、介護保険1課、介護保険2課は、介護保険等関連事業として、高齢者関連事業及び障がい児者関連事業を行っております。

○委員長

すみません、川上委員に申し上げます。所管事務調査の対象は市の所管事務が対象となっております。社会福祉協議会の事務内容となっているように感じておりますので、市の所管事務に対しての質問を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○川上委員

委員長から指摘がありましたけど、そこで、飯塚市と社会福祉協議会との関係、関わり方、どうなっておるのかお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市との関係性としましては、社会福祉協議会の社会福祉協議会評議員役員選出規程において、行政代表の選出区分として、評議員1名、理事2名を飯塚市より選出することとされておりまして、評議員1名は、私ですね、社会・障がい者福祉課長、理事2名は、福祉部長と、それから社会福祉協議会より依頼を受け、派遣を行っている再任用職員が選出されております。

○川上委員

福祉文教委員会の委員長は、社会福祉協議会の副会長、副理事長、になっているんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

副会長ということになっております。

○川上委員

そうよね。そこで、補助金に関する法的な根拠は何なんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

法的根拠としましては、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき支出しております。

○川上委員

社会福祉法第58条、短ければちょっと紹介してもらっていいですか。

○社会・障がい者福祉課長

第58条第1項は、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。」となっております。第1項だけでよろしいですか。第2項以降も——（発言する者あり）はい。そうすると今のところになります。

○川上委員

この規定を根拠に補助金を出していくわけですけど、そのままずっと出せるわけじゃないでしょ。それで、市の規則の整備はどうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉法人の助成手続に関する条例及び同施行規則の規定に基づき、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に対して行う補助金に関し、必要な事項を定めた飯塚市社会福祉協議会補助金交付要綱により補助金執行を行っております。

○川上委員

要綱もあるわけですね。

○社会・障がい者福祉課長

要綱は、今申し上げました要綱がございます。

○川上委員

そうすると、申請が社会福祉協議会から毎年あるということだと思いますけど、申請から決定、執行、報告の流れはどうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

今申しました飯塚市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づきまして、補助金の申請を受けまして、3回に分けて補助金を支出しております。1回目は6月、2回目は10月、3回目は1月ということです。その補助事業完了後、60日以内に実績報告書の提出を受けております。

○川上委員

実績報告が来るとどういった取扱いになりますか、実績報告。

○社会・障がい者福祉課長

補助金の確定通知書というものを発行しております、それで額を確定させております。

○川上委員

この間、飯塚市監査委員から何か指摘を受けることがありましたか。

○社会・障がい者福祉課長

直近では、令和2年度に財政援助団体監査が実施されておりますけども、特に指摘を受けておりません。

○川上委員

社会福祉協議会から補助金をめぐって事故報告があった、または所管の担当課のほうで事故報告をしたというようなことはありませんか。

○社会・障がい者福祉課長

補助金に係る事故等について報告はございません。また、事故が起こった情報とか事実の確認はされておられません。

○川上委員

先ほど要綱の紹介が既にありました。対象事業の4つのことを言われて、4番目に、市長が特に認めるものというのもありました。そこで、市民に親しまれている伊川の郷がですね、11月の2週からお風呂に入れられないような状態になっている、あるいはエレベーターが動かない、施設が老朽化している状況がありますが、これらの整備について、市社協が補助金を申請しようとするればですよ、その事業について、この第4項で対象経費として、対象事業として検討することができますか。

○社会・障がい者福祉課長

今のところ言ってきてないわけですから何とも言いがたいんですけども、言って来られましたら、事業計画の協議の提案がございましたら、それについては今後協議を行うという考えでございます。

○川上委員

今まで社会福祉協議会から事業について、補助金をこれほど要請したいというような協議というのは、先ほどの補助金が増えてきている現実があるわけですから、過去にも申請、協議があったと思いますけど、直近ではいつになるか分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

直近では何もあってございません。

○川上委員

先ほど出た再任用職員が市社協におられるということなんですけど、どういう仕事をしてい

ますか。

○社会・障がい者福祉課長

実際ちょっと常務の業務というのは、私たちもちょっと、具体的に何をしてるのかというのは直接は聞いておりません。

○川上委員

市の再任用職員が常務をしておられるということですか。

○社会・障がい者福祉課長

はい、常務理事に就いております。

○川上委員

これは何に基づいて、市の職員が社会福祉協議会の常務理事をしておるのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

市職員を評議員及び役員に選任する是非につきましては、評議員会は理事等を監督する機関であることから、評議員選任に特段の定めはございません。役員に関しては、社会福祉法第109条第5項において、関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることのできる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならないとされております。理事2名は役員総数、今は最初16名となっておりますので、5分の1を超えておりませんので、問題は特にございません。

○川上委員

飯塚市が補助金を出す、あるいは社会福祉協議会補助金申請する行為があるわけですが、その中で、再任用職員が常務理事を務めていることのメリットというのがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

特にこれというのは考えておりません。

○川上委員

それでは、デメリットというのはおかしいけど、ありますか。

○社会・障がい者福祉課長

デメリットについても、特にこれとは考えておりません。

○川上委員

そうすると、通常の飯塚市の補助金を出す立場あるいは社会福祉協議会は通常の補助金を申請する立場ということで、職員がそこにいるからということが、何らの支障にもならないということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

特にこれ、メリットにも、デメリットにもなってないとは思っております。

○川上委員

最後にもう一遍確認しますね。そうすると、社会福祉協議会から補助金に関する協議ないし申請があった場合は、受け止めて協議するということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そうですね、事業計画等の協議の提案がしっかりございましたら、今後協議を行う考えでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：10

再 開 14：18

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申出が
っております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「学習用タブレット端末の使用状況調査について」、報告を求めます。

○学校教育課長

令和5年2月7日の福祉文教委員会におきまして、委員のほうからご意見をいただいております
ました学習用タブレット端末の使用状況の調査につきまして、ご報告をさせていただきます。

先日の委員会におきまして、アクセス時間を抽出し、チェックを行っておりますことをお答
えさせていただきましたが、連続した複数日でアクセス時間を抽出しても、使用状況の把握に
までは至らなかったために、再度、管理ツール機能の検証及びGoogleとの協議を行いました。
その結果、Googleがサービスや利便性の向上のために収集をしていますウェブ検索やツール
の使用などの行動履歴であるアクティビティ情報を抽出することができましたので、この方法
により調査を実施いたしました。

資料をお願いいたします。まず、調査日でございますが、令和5年2月21日火曜日、同年
同月の22日水曜日に実施いたしました。調査方法ですが、学習用タブレット端末に記録され
ているアクティビティ情報を抽出し、Googleアカウントにログインしている時間を確認いた
しました。アクティビティ情報は、Googleアカウントにログインしている状態で、Google
サービスを利用した時間が保存されております。

調査の結果でございますが、資料に記載しておりますグラフ、小学校、中学校、それぞれの
ログイン状態の時間ごとの人数の割合を示したものでございます。まず①令和5年2月21日
火曜日の調査では、30分以下が一番多く、小学校が78%、中学校が76.2%、次いで、
1時間以下が、小学校が12.9%、中学校が12.6%となっております。

ログイン状態が4時間を超えている割合は、小学校が0.4%で、人数にしますと27人、
中学校が0.5%、17人となっております。なお、小学校、中学校のどちらとも、このうち
の3分の1程度は、19日の日曜日の情報となっております。

続いて、②令和5年2月20日水曜日の調査でも、同じ傾向の結果となっております。
30分以下が一番多く、小学校が77.1%、中学校が77.6%、次いで、1時間以下、小
学校が13.5%、中学校が12.2%となっております。ログイン状態が4時間を超えてい
る割合は、小学校が0.2%で、人数にしますと15人、中学校が0.1%で4人となってお
ります。

この調査において、1%未満ではございますが、タブレット端末でのログイン状態が4時間
より多い児童生徒がいることが確認されました。この中には、ログオフをせずに、そのままに
していた可能性も考えられますが、使用時間につきましては、視力、睡眠等にどのような影響
があるのか、また、学習用タブレット端末だけではなく、家庭のゲーム機、スマートフォンを
使うときも、同様に気をつけなければならないことを、引き続き、指導をしていきたいと考
えております。子どもたちの健康を守るために、使用状況調査の実施方法、調査の正確性につ
きましては、引き続き調査検証してまいりたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

報告ありがとうございます。ちょっと分かりにくいのでお聞きしたいんですけど、この調査については、それぞれ各日、それぞれの日における使用状況を調査したと思ったんですけど、21日の調査については、19日日曜の情報が含まれているという話がありました。もう一度、どんなふうに調査しているのかをお聞かせいただけますか。

○学校教育課長

こちらは先ほど申しあげましたように、管理者の権限により、端末に記録されているアクティビティ情報を一括して抽出しています。最終履歴が、子どもが使用するパソコンの使用状況になりますので、今回の調査の場合は午前8時半に抽出調査を行っております。ですから、8時半の前に、子どもたちが使った情報が抽出されているということになります。

○江口委員

1日目の8時半にアクティビティ情報を一括収集する。それで拾えるのは、その前にログインして、ログオフしたのが、何時にログインして、何時にログアウトしたのかというふうな形ですかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

調べられるのは、ログインのIDと、要するに誰がログインしたのか、それと、あとその、Aさんが何時にログインして、何時にログアウトした、これだけなのか、それとも例えば、そのログインした中での、先ほどグーグルサービスの情報がというのは、ちらっとお話があったんですけど、こういったページを見に行っていたとか、こういったアプリを使ったとか、そういったところまで分かるのかどうか、その辺りはいかがですか。

○学校教育課長

今回の調査では、使用の時間ということになります。前回行っていました調査、端末ごとにどんなところに入って、どんなアプリを使っているかという調査と、そちらのほうでは分かるんですが、それは端末ごとでないと分からないということになっています。今回は時間のみです。

○江口委員

今回はログインIDごとに、ログインの時間とログアウトの時間を調べた。で、よろしいですね。で、以前は端末ごとに、ということは、ログインIDだけじゃなくて、どのタブレットを使ったのかをひもづけしながら、どのアプリを使ったのか、どのくらい使ったのかというのを調べたという理解になりますかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。今回も端末とIDのひもづけをしておりますので、端末の情報でもあるんですけど、誰がということは調べていけば分かるということになっております。

○江口委員

そうすると、調べられるのは、アプリの使用時間も、アプリについては、グーグルのサービス以外もありますよね。そういったものも含めて、全て使用時間も調査できるというふうなことでしょうか。

○学校教育課長

今回の分では、時間ということになりますけど、その端末ごとに、端末の管理画面のほうで、端末ごとであれば、それは調査することができるようになっております。

○江口委員

今回は管理者権限で、要は、それぞれの端末を手元に持って、そこを調べたわけではないん

だけれど、ということですよ。要するに教育委員会のほうで一括で、子どもたちが持っているやつの情報を、時間を取り出したと。前回に関しては端末ごとにそれぞれの端末を取り寄せて、というか、どんな形か分からないけれど、それぞれの端末ごとに、アプリと使用時間を調査した。そのアプリとその使用時間に関しては、その端末ごと、それぞれの端末に触らないと見られないというふうなことですかね。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

おおよそ分かりました。了解です。先ほど、長い時間ログインしている子がいるという話がありましたよね。この子たちに対して、何らかの注意喚起であったりとか、そういったことをされたのかどうか、その点はいかがですか。

○学校教育課長

そうですね、結果、長時間になっている児童生徒は、確かに特定はできるんですけど、今回の調査で、学校のほうの指導のほうは考えておりません。というのは、詳細はちょっと分かりませんし、今回の調査をもって、学校や児童生徒に指導するのは適切ではないかなというふうに考えております。

○江口委員

今回の調査について、学校の先生方は、調査がなされたことを、実際に子どもたちがどういった状況であったのか、要するに、うちのクラスの誰々さんがこんな状況だということを、つかんでおられるのかどうか、その点はいかがですか。

○学校教育課長

学校のほうにはそちらのほうはお伝えしておりません。ただし今回、全体的な傾向が今回調査で分かりましたので、その辺り、全体的に学校のほうに、長時間ログインした状態で何もしてないかもしれませんが、長い時間、端末のほうがついている、使っている子どももいるというようなことは指導はできるかなというふうに考えております。

○江口委員

もう子どもたちに渡して結構な時間になるわけですよ。そしたらもう、早期にそういった情報について、あなたのクラスの誰々ちゃんがこれだけ使っているかもしれないので、注意してね。で、その先生が、本当に授業中眠そうだなと思えば、どうなのとお声かけをされるでしょうし、全然元気であれば、ちらっと、こうやってあったけど、ログオフ忘れてなかったとか、そういうような声かけも変わると思うわけですよ。やっぱりそこはちゃんと学校側にお伝えしないと、そこの注意喚起ができないので、それについては早期にやっていただきたいと、お願いします。また、先ほど、影響についてもきちんとやりたいということですので、それについてもしっかりとやっていただくようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告をいたします。

本年度末で契約満了となる二瀬中学校区2校、二瀬中学校及び伊岐須小学校、また、庄内・颯田中学校区3校、庄内小学校、庄内中学校及び小中一貫校颯田校の調理等業務受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者を特定した答申がありましたので報告するものでございます。

資料の飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定答申書をお願いいたします。まず、1ページ下段、2の受託候補者を御覧ください。二瀬中学校区給食調理等業務につきましては、一富士フードサービス株式会社が受託候補者となったものでございます。また、庄内・颯田中学校区給食調理等業務につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託候補者となったものでございます。

2ページ、3の特定の理由といたしまして、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導の協力体制などがより具体的で適切な提案がされていること。また、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を理解し、給食調理等に関し、安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行を期待できるより優れた提案であったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。

特定までの経緯でございますが、令和4年9月12日に、飯塚市教育委員会から、飯塚市給食運営審議会に対し、受託業者の選考について諮問いたしました。飯塚市給食運営審議会では、10月6日に第1回飯塚市給食運営審議会を開催、専門部会を設置し、10月27日から募集を開始したところ、2者から参加表明書の提出があり、12月23日の締切りまでにこの2者から企画提案書の提出がございました。この2者に対しまして、令和5年1月20日に第1回専門部会で第1次審査として、また、企画提案書等資料の書類審査を行い、1月31日に第2回専門部会でヒアリング審査等による2次審査を行いました。その結果、この2者が受託候補者として特定されております。

3ページの採点結果以降の説明につきましては、省略をさせていただきます。

今後はこの答申に基づきまして、受託候補者として特定されました事業者と委託契約に向けた事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今の報告を踏まえて、学校給食調理委託状況全体を見ると、今何者でやることになるんですか。

○学校給食課長

6者で運営をすることになります。

○川上委員

せんだって、1月17日付けだったか、新聞報道で過去に本市が委託をした業者が、愛知県において、調理委託をめぐって談合しておったという疑いで取調べが入っております。魚国総本社なんですけれども、一つお尋ねしたいのは、この件について、本市として調査をしたか。

○学校給食課長

給食調理委託の入札等で談合の報道等について確認いたしましたところ、複数社、7社に立入りの検査があったということで報道がなされております。この中で、調べた結果、現在飯塚市において契約等を行っている業者はございませんでした。

○川上委員

それは私も確認しております。報道によるわけですが、魚国総本社は平成18年から20年度、庄内中学校320食ということでしょ。2803万5千円。それから、平成21年度から23年度庄内中学校及び庄内小学校受けて、880食の5481万円というような実績があるわけですね。これが本市における学校給食調理委託の民間委託の先陣を切ったと思うわけですが、この魚国のことで調査をしたかと聞いたわけですが。7者の中に、今やっている一富士フードとか、日米クック、共立メンテナンス、シダックス——何て読むんですか、それからハーベストネクスト、それから中村学園が入っているかどうかを聞いたわけではあり

ません。魚国総本社のことについて、調査をしたか、それをお尋ねしたわけです。

○学校給食課長

魚国総本社につきましては、委員がおっしゃるとおり、平成18年度から20年度に庄内中学校の給食調理等業務委託を受託しております。また、平成21年から23年度まで、庄内小学校及び庄内中学校の委託業務を受けております。直接魚国総本社等にこれ以外のことは特に調査等は行ってございません。

○川上委員

先ほど、今回の業者選定に当たり、「厳正なる」、「公正な」と言われたんだけど、特に「厳正なる」というのを強調する理由は何でしょう。

○学校給食課長

委託業務につきましては、参加表明書を提出いただくに当たりまして、業者から様々な書類を提出いただいております。市の指名業者の登録はもちろんでございますけども、納税の証明であるとか、関係法令の遵守でありますとか、過去に保健所からの指導等が入っていないとか、そういった部分の確認をした上で参加いただいているような状況でございます。

○川上委員

仕事の仕方としては、まさか談合が学校給食調理委託の分野で広がっていないかというような角度でのチェックも要るんじゃないかと思うんですね。そういう状況の中で、「厳正なる」という強調があったので、特別なことをしたのかなと思って聞いたわけです。そういうわけではないということですかね。

○学校給食課長

特別にということではございませんが、委託業者の選定に当たりましては、まず書類の審査等もございまして、先ほどご答弁申し上げました参加表明書等で提出をいただいております各種の証明等、また、繰り返しになりますが、保健所等の指導等が入っていないというようなところの部分で、「厳正なる」というふうな考えでございまして。

○川上委員

業者選定においてのことを言われているわけですね。当たり前ですよ。しかし、今回の業者選定においてはですね、談合情報もなかったんでしょうけど、談合はなかったかということなどは、今度の業者選考の過程では、そういう角度での審査はできないんじゃないかと思いますが、できますか。

○学校教育課長

談合があるかどうか、そういった視点で選考をしていくのかということとございまして、まずもって先ほどの書類等審査も行ってございます。結果的にこの2契約に対しまして2者ということとございまして、1者ずつということとありますが、事前の情報と、何らかの、入ってきた、談合等の情報であるとか、そういった情報等はございませんでしたので、適切に選考されたというふうに考えております。

○川上委員

そういう視点、この業者選考に当たっては、そういう視点での選考はなかったと。まだできるような、選考のポイントになってないわけですね。

それで、2者でとかいうことではなくて、一気に給食調理業務を委託して民間に開放したわけですから、争ってきますよね。競争もすれば話合いをする可能性だってあるわけですよ。だから、そういう視点での物の見方というのがあると思うんだけど。ほかの地域では、業者と食材関係の、業者との関係も取り沙汰されているところもあるわけですね。そういう意味では、一気に公務労働を民間に開放して、利潤の追求対象にしている以上、そういう異常な事態が子どもたちの世界に入っていくように、市役所が、大人がきちんとチェックしていく必要があると思う。もともとそれがあったんだけど、この魚国総本社の方が起こった以上、厳正と言

うなら、そういう意味での厳正を追求していく必要があるということを述べておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申について」、報告を求めます。

○文化課長

飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申の提出について、報告をいたします。去る令和5年2月17日に、飯塚市文化施設活用検討委員会から、嘉徳劇場等文化施設の活用の方策に関することについて、教育委員会宛て答申書が提出されましたので、報告をするものです。

当該委員会は、令和4年3月23日に第1回の委員会を開催して以降、令和5年1月30日まで8回にわたる協議を経て、本日提出しております答申書を取りまとめられたものでございます。参考資料といたしまして、委員会に対する教育委員会の諮問内容を参考資料の1ページに、委員構成につきまして、資料の2ページに、委員会の審議経過は3ページに掲載をしております。

それでは、答申書の2ページを御覧ください。諮問、嘉徳劇場の地域経済の活性化に寄与する方策としまして、2ページ後半に黒丸で示しておりますとおり、4つの性格を持たせていくことを提案いただいております。また、答申書の3ページには、諮問、嘉徳劇場周辺の文化施設や周辺商業施設との連携のための活用方策として、4ページ中段に黒丸で表示をしております6つの方策を提案いただいております。

この委員会では、それぞれ専門の立場から様々な議論が行われ、答申に盛り込むことのできなかった多くの提案やご指摘がありました。それらにつきましては、答申書の6ページ以降にまとめられております。この提出されました答申書を踏まえまして、教育委員会として、早期の再開を待ち望む多くの声に応えられるよう、今後、取組を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。この委員会構成での委員会は本日が最後となる予定であります。委員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、ご理解とご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。また今後ともですね、また、今度改選がありますけども、またしっかりと私たち、また頑張っまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。